

## 町田市「子ども110番の家」事業活動災害補償制度（2023年6月1日更新）

町田市「子ども110番の家」事業活動災害補償は、「子ども110番の家」活動に直接関連して、本活動の協力者や建物等に被害があった場合に、協力者（子ども110番の家の名簿に氏名・住所を登録している方をいいます。店舗や事業所の場合は事業主が協力者となります）等またはその遺族に見舞金を支払う制度です。

### 【補償を受けられる方】

1. 「子ども110番の家」が住宅の場合
  - ・ 協力者本人
  - ・ 協力者の配偶者
  - ・ 協力者と生計を共にする同居の親族
  - ・ 協力者と生計を共にする別居の未婚の子
  - ・ 協力者
2. 「子ども110番の家」が住宅以外の場合
  - ・ 協力者（事業主）及び従業員

### 【補償を受けられる建物】

協力者が所有、使用または管理する住居または店舗等で、「子ども110番の家」の看板を設置している建物。

※建物内の動産も補償対象です。

### 【補償内容】

	補償項目	見舞金の金額
補償内容	死亡・後遺障害見舞保険金	500万円 <small>※後遺障害の保険金は等級によって変動します。最高で500万円となります。</small>
	入院見舞保険金	3万円
	通院見舞保険金	2万5千円
	財物損壊見舞保険金	3万円